

第40回農林水産省独立行政法人評価委員会 水産分科会議事録

水産庁研究指導課

1. 日 時：平成23年2月7日（月）13：30～15：00
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館 共用会議室 - 2
3. 出席者：小野征一郎 委 員 近畿大学水産研究所教授
小川 和夫 委 員 （国）東京大学大学院農学生命科学研究科教授
小坂 智規 委 員 （社）大日本水産会常務理事
安元 杏 委 員 主婦連合会常任委員
横田 絵理 委 員 慶応義塾大学商学部教授
荒井 修亮 専門委員 （国）京都大学大学院情報学研究科准教授
上田 宏 専門委員 （国）北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授
窪川かおる 専門委員 （国）東京大学大学院理学系研究科特任教授
白石 勝一 専門委員 （株）水産新潮社顧問
堤 清樹 専門委員 （財）東京都内湾漁業環境整備協会主事
山尾 政博 専門委員 （国）広島大学大学院生物圏科学研究科教授
武井 篤 水産庁研究指導課長
平井 光行 水産庁増殖推進部参事官
渡辺 祐二 水産庁水産経営課課長補佐（企画調整班担当）
小林 満俊 水産庁研究指導課課長補佐（計画班担当）
南 克洋 水産庁研究指導課課長補佐（企画調整班担当）

議 事

- (1) 独立行政法人水産総合研究センター第3期中期目標案について
- (2) 独立行政法人水産大学校第3期中期目標案について
- (3) 不要財産の譲渡収入による国庫納付について
【(独)水産総合研究センター、(独)水産大学校】
- (4) 役員の退職手当に係る業績勘案率(案)について
【(独)水産総合研究センター】
- (5) その他

第40回農林水産省独立行政法人評価委員会 水産分科会

平成23年2月7日

【小野分科会長】 定刻となりましたので、ただいまから第40回独立行政法人評価委員会水産分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます小野でございます。

委員及び専門委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、議事に入ります前に、事務局から委員及び専門委員の出席状況の報告をお願いいたします。

【武井研究指導課長】 研究指導課長の武井でございます。本日、大変お忙しい中、お疲れさまでございます。

本日は、委員の先生方、それから専門委員の先生方、全員ご出席いただいております。分科会の定足数につきましては、農水省独立行政法人評価委員会令の規定により委員の過半数とされてございます。当然、委員の先生5名全員にご出席いただいておりますので、本日の会議は成立しているということをご報告いたします。

【小野分科会長】 ありがとうございます。本日の会議は成立しているということを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

【小林研究指導課長補佐】 研究指導課計画班の小林でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、配付資料のご確認をお願いいたします。

お手元にお配りしておりますファイルのインデックスをごらんいただければと思います。初めに、配付資料一覧、議事次第、座席表、水産分科会委員名簿がございます。

次に、資料といたしまして、資料の1-1は、独立行政法人水産総合研究センター第3期中期目標のポイントでございます。

次に、資料1-2、独立行政法人水産総合研究センター中期目標（案）でございます。

次に、資料1-3、独立行政法人水産総合研究センター中期目標（案）新旧対照表でございます。

次に、資料2-1、独立行政法人水産大学校第3期中期目標のポイントでございます。

次に、資料2-2は、独立行政法人水産大学校中期目標（案）でございます。

資料2-3、独立行政法人水産大学校中期目標（案）新旧対照表でございます。

資料3でございます。不要財産の譲渡収入による国庫納付についてでございます。

資料4は、役員の退職手当に係る業績勘案率（案）についてでございます。

資料5は、中期目標・中期計画の策定スケジュールでございます。

次に、参考資料2種類用意しております。

参考1は、第39回農林水産省独立行政法人評価委員会水産分科会議事録(案)でございます。

参考2は、参照条文でございます。

以上でございます。以上につきまして、配付漏れ等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、参考1の第39回独立行政法人水産分科会議事録でございますが、当日出席いただきました委員及び専門委員の皆様方に内容のご確認をお願いし、若干の字句の修正を行いました。特に大きな修正はございませんでしたので、今回お配りいたしました内容をもちまして確定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【小野分科会長】 ただいまの配付資料及び議事録の確定につきまして、ご意見があればお願いいたします。特にございませんか。

なければ、議事録につきましては確定させていただきます。

本日の議事についてですが、後日議事録にまとめた上、その内容につきまして改めて委員の先生方のご確認を得た上で、従来同様ホームページにて公開いたします。ご了解をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。独立行政法人水産総合研究センター第3期中期目標(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。

【小林研究指導課長補佐】 それでは、資料の1-1をお開きください。独立行政法人水産総合研究センター第3期中期目標のポイントを取りまとめております。

左のほうにございますが背景・役割。役割のほうは、皆さんご存じだと思います。背景といたしましては、「独立行政法人の事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」、これは、政独委、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会がございますが、このところが中期目標の終わりを迎える独法について事務事業の改廃についての勧告の方向性ということをとめております。

これにつきましては、1ポツで書いておりますように、漁獲収入のリスク分散のため政府出資金21億円のうち10億円を残し、国庫に納付すること。それからもう一点書かれているのは、各研究所と栽培漁業センターの事務及び事業の一体的実施、研究所とさけます事業所の組織の一元化。技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所の統合等々を方向性という形で受けております。

それからもう一点、行政刷新会議による事務・事業の見直しの基本方針ということを取りまとめまして、22年12月7日に閣議決定されております。これにつきましても、1ポツについては、漁獲収入のリスク分散のため政府出資金の21億のうち11億を国庫納付、それから、栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化による事務所数のさらなる縮減。技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所の統合等々言われております。

こういう勧告の方向性、基本方針を踏まえまして、効率化に関する事項、それから、サービス・業

務の質の向上に関する事項等を取りまとめております。

次に、2ページ目をお開きください。そういう中で、研究分野といたしましては、水産業が抱える現在の課題、それから必要な研究開発の方向、これらを踏まえまして、次期には研究課題の重点事項といたしまして、 から に掲げるものを重点的に行っていくという形の整理をしております。

この勧告の方向性や見直しの基本方針、それから、次にご説明いたします中期目標（案）というのは、事前に委員の先生方に目を通していただいております、その意見等につきまして、できるだけ修正案の中に盛り込んでいることを最初にお伝えしたいと思います。

次に、目標（案）でございます。資料1 - 2でございます。

中期目標、通則法に基づきまして、序文を除いて、第1の中期目標の期間、第2の業務運営の効率化に関する事項、第3といたしまして国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、第4といたしまして財務内容の改善に関する事項、第5といたしましてその他業務運営に関する重要事項、こういうことを書き込むように通則法になっております。

その中で、中期目標の期間は、ご存じのとおり23年4月1日から28年3月31日までの5年間ということでございます。

それから、第2のほうの括弧で書いておりますが、一般管理費・業務経費・人件費などの削減・見直しについてでございますが、第2期につきましては、一般管理費は効率化係数といたしまして前年度の少なくとも3%、業務経費については1%の削減、それから、人件費は中期目標期間、5年間で5%の削減を行うこととしておりました。しかしながら、この人件費の5年間で5%削減というのは、実は法律だとか閣議決定されているものでございまして、次期の第3期の中期目標期間については、これについて具体的にはまだうたわれておりません。

それから、一般管理費、業務経費につきましても、実はこれから財務と協議に入ることになっております。そういう関係でございまして、ここにきちっと書けないんですけども、今のところペンディングという形の整理をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この辺の効率化係数につきましては、水研センター、水大校、別々というよりも全独法が統一的になるということになるかと思っております。これにつきましては、今後、財務等々と協議されますので、ここに書いていないということで大変申しわけないんですけども、後は事務局のほうに一任していただければなと考えております。

それから、その他業務運営の効率化に関する事項、それから、第4の財務内容に関する事、その他業務運営に関する重要事項、これにつきましては、先ほども言いましたように勧告の方向性、それから閣議決定された基本方針、これらを踏まえて、その中身について書かれているということと、前2期の中期目標を踏まえ、今回の勧告の基本方針を踏まえて書かれております。これについては、事前に見ていただいていると思っておりますので、協議をしておりますので、ちょっと省略させていただきたいと考えております。

次に、第3の研究分野、具体的な水研センターの研究分野にかかわります国民に対して提供するサ

ービスその他の業務の質の向上に関する事項につきまして、参事官のほうから説明したいと思います。よろしく願いいたします。

【平井参事官】 増殖推進部参事官、平井と申します。よろしく願いいたします。

冒頭、小林のほうから説明がありました勧告の方向性及び基本方針に関して、研究課題に関することは4点ございました。1点目は、行政上の喫緊の課題に的確に対応するため、研究課題を重点化するということ。2点目は、都道府県、大学、民間等の役割分担を明確化して、連携をしっかりと図るということ。3点目、研究課題の設定では、必要性、緊急性、有効性から継続の必要性をしっかりと検証した上で課題設定を行うということ。4点目は、栽培センター、さけますセンター、水産研究所の一体的な推進。そういう4点のご指摘。それから、基本的な方向性というものをいただいておりますので、その部分をまず序文に反映させることにいたしました。

まず、1ページ目の序文をごらんください。序文につきましては、4つの段落に分けて書いております。

一番最初は、水産業というのは、どういう特徴があるのかということで、基本的に、水産の資源だけではなくて、環境を含む調査・研究と多様な産業を支える研究開発が重要であるということ。まず水産業の特徴を述べて、その次に基本的な理念として、水産基本法に基づく2つの視点から基礎から応用、実証に至る総合絵的な研究を推進する機関が水産総合研究センターであるという位置づけ。3点目は、水産業を取り巻く情勢ということで、行政上、重要な課題ということを行政側からどのように考えているかということを整理したところでございます。4点目として、こうした状況を踏まえながら、研究課題の重点化を図っていくということ。それから、産学官の役割分担と連携を図っていくということ。それから、栽培、さけます、水産研究所の事務事業の一体的な推進を図るところを記述したつもりでございます。

少し飛んでいただきまして。第3のところに入らせていただきます。

3ページ目の下のほうでございますが、第3は国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項ということで、1点目は重点領域ということで、基本的には水産業の特徴をかいつまんで説明してありまして、まず国内においては水産資源の管理とか、有害生物による被害、経営の悪化とか漁価の低迷、魚離れが起こっているし、国外においては水産物の需要の増加、国際的な資源管理の強化、規制の強化、生物多様性保護の機運の高まり。4ページ目に移りますが、そんな中で基礎から応用、実証に至る水産総合研究センターが国内の水産研究のリーダーシップを担っていく機関として位置づけております。

その中で、5つの重点課題、ア、イ、ウ、エ、オというふうに記述しておりますが、簡単に5つの課題をご紹介いたしております。先ほど小林からご説明しましたフローチャートに水産業が抱える課題、必要な研究開発の方向性、そして研究課題の重要事項ということでございましたので、それに基づいて、まず1点目、4ページの研究開発の重点的推進に入ります。

1点目は、水産資源の持続的な利用のための管理技術の開発ということで、国内においても、国外

においても水産資源の管理、それから有効利用、持続的な利用ということの必要性というものは言うまでもございませんが、そういうものを背景として社会的、経済的な視点とか、生態系機能、生物多様性を考慮した漁業、資源の管理手法の開発、それから、気候変動等に対応する水産資源の変動機構の解明、さらには現在、海洋水産資源開発センターが行っているような合理的利用のための操業手法の開発等を行うように考えておりました、まず1点目は、資源管理の推進の強化というものを考えております。

2点目は、沿岸域の課題ということで、新たに出た課題でございますが、沿岸域においては漁獲量の低迷が続いているということ。それから、環境の問題、例えば赤潮、北海道のザラボヤとか、新たなものも含めて環境問題が出てきているし、藻場、干潟等の減少なんかも進んでいると。

それから、従来、栽培漁業とっておりましたが、種苗放流によって資源の造成というものを図っておりますが、やはり今後、環境の問題、それから、種苗放流による資源の造成の問題は、資源管理と切り離して考えることはできなくて、基本的に資源管理の一環として種苗放流だとか環境の保全対策をやっていく必要があるだろうということで、総合的な沿岸漁業振興というものを2点目の課題として考えております。

3点目の課題は、現在、生産が増加してきている養殖に関するもので、養殖生産というものが、水研センターにおいてはウナギで完全養殖という大きな成果を得ているところでございますが、マグロの資源管理ということも昨年5月に農林水産省でも大きな目標として基本方針を立てておりますが、そのような養殖業というものが天然資源に影響を与えないとか、それから、養殖業の進展によって環境が悪化しない、そのような視点をもとに、また、経営の安定化を図るために効率的な生産システムを考えていくというような課題を考えております。

4点目、エでございますが、水産物の安全、それから、消費者の信頼を確保できる水産物を安定的に供給するのは従来から言われていることであるし、今後もますます重要な課題でございます。その中で、水産経営の安定化を図りながら、水産物や加工品の偽装表示とか、有害物質の検出等にかかわる技術開発を行うとともに、水産経営の安定化を図るために、その基盤となる生産システムだとか省エネ、省コスト技術の開発を推進していくというように考えております。

5点目がオでございますが、基礎となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発。これは、前回の第2期の計画と基本的には同じでございますが、やはり独立行政法人として資源の管理とか、海洋環境のモニタリングというものが大変重要な課題でございます、引き続き長期的なモニタリング調査を都道府県と連携して行っていく。また、例えばゲノム解析等の他分野でかなり進んだ先端的な技術開発を水産の中にも応用していったり、みずから基礎的・先導的研究を推進していくというような課題。

以上、5つの課題を具体的に推進するということを記述いたしております。

それから、5ページの2「行政との連携」以下でございますが、ここに関しましては、基本的に第2期と大きくは変わっておりませんが、特に今後強調したいこととしては、6ページ目の3の(4)

知財の問題でございます。知的財産権の取得と利活用の促進というところで、権利の確保を戦略的に独法として、どういう戦略を持ってやっていくかというところをしっかりとやっていくべきであって、例えば単にたくさんとるというものではなくて、防衛的な意味も含めた戦略ということ、戦略的にやっていくということが必要だと。

それから、6ページの一番下にリーダーシップというところがございますが、これは、従来、第2期におきましては公立試験研究機関への貢献というように記述しておったところでございますが、やはり水産の問題として、基礎から応用、実証まで行う水研センターがリーダーシップをとってやっていくというところを明確に記述したところでございます。

以上、序文と第3について雑駁にご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

最後に、事前に委員の先生からいただいたご意見として、1つは、記述が全体的に細か過ぎるのではないかというご意見をいただいておりますが、これについては他の農業独法との並びで見た感じで、少なくとも研究部門については細か過ぎることはないというように判断しております。

2点目は、さけますの事業に関して研究課題を重点化するというを明確に記述すべきだというご意見をいただいております。これに関しましては、水産資源保護法の第20条及び水研センター法第11条において、個体群の維持のためのふ化放流を実施するというふうに明確に記述されておりましたので、引き続きそれをやっていくという位置づけがございます。

また、先生からは、さけますの放流事業を実証的に検証する研究開発を行うべきだというふうにいただいておりますが、これについてはご指摘のとおりでございますが、水研センターにおきまして今後、冒頭申しましたように、さけますセンターと水産研究所の一体的な事業推進という中で、資源の管理、それからふ化放流、そのモニタリングを研究所とさけますセンターが一体的に実施するというを記述いたしております。

また、民間団体との役割分担を含めた連携関係をしっかりと記述すべきだというご意見もいただいておりますが、そこに関しましては、5ページ目の2行目にふ化放流、科学的調査及び他機関への技術普及と。今回、ご意見いただきまして他機関への技術普及というものも明確に位置づけたところがございます。

最後になりますが、序文についてももう少し滑らかな表現にすべきだというご意見をいただきました。一応、私どもでも滑らかに書き直したつもりでございますが、不十分な点については、またご意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

【小野分科会長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。どうぞ。

【堤専門委員】 堤ですけれども、水研センターは、日本全国の公立試験機関、各ブロックに分かれてですけれども、その中でもリーダーシップ的な役割でいろいろ進められて、連携・協力のもとで水産試験研究の推進には非常に貢献されているという今までの歴史的なものがあります。そういう意味で、各論の中で書いてあるのは、特に異存はないんですけれども、序文のところの表現が格差があるなど

いう気がするんですよね。かなりきつい言い方をしているんで、できれば序文のほう、下から3行目なんかは、「センターが真に実施する必要があるものに限定するとともに」という非常に強い表現で、今まで都道府県の分もかぶってきてやっていたというようなのが言外にあるような感じもするし、後ろの各論の辺は違和感は全然ないんですけどね。もうちょっと婉曲的といいますか、やわらかい表現といいますか、それと「真に」とか「本当に」とかいうのはあまり使わなくて、もうちょっと適切な言葉でやっていただいたほうがいいのかないかなという気がします。

【平井参事官】 ありがとうございます。

【武井研究指導課長】 その点についてなんですが、確かにかなりきつい、そして、私どもにとっても水研センターにとってもつらい表現でございます。ただ、実は昨年11月に総務省から出されました「中期目標に関する勧告の方向性」というところにこういう表現が入れられておりますので、中期目標においても掲げるといって、この表現をそのまま使っているということでございます。

【堤専門委員】 きつい表現で向こうから来たわけですか。わかりました。

【平井参事官】 水研センターが真に実施する必要があるものに限定するとともにというふうな厳しい。

【堤専門委員】 かなり厳しい表現ですね。

【武井研究指導課長】 やはり独立行政法人に関して、絶えず他機関との役割分担というものが求められておるといってございませう。

【堤専門委員】 よその試験研究機関にもこういう名前で来ているんでしょうね。ただ、他のほうはあまり知らないけど、農業とか、あの辺の分野だと、水産ほど公立の試験研究機関と密着したのはないような気がするんですよね。海域をブロックに分けて、各ブロックの公設試験研究機関の中核的な役割をやってもらっているんですね。農業では作物ごとに分けているんで、そういうのがない感じ。そういうのが水産だけの特異的な、昔からの協力関係あるなと思っていたんですよね。

【武井研究指導課長】 特に水産の場合、都道府県の県境を越えて回遊する資源を研究の対象にしているわけなんで、やはり明確に県はここ、独法はこれと分けがたくて、今までも一緒になってやってきたというのは事実だと思います。ただ、そういう中で、やはり役割分担が必要だということもまた事実でございますので、こういう表現にさせていただいていると。

【堤専門委員】 わかりました。

【小野分科会長】 ほかにございますか。はい、どうぞ。

【上田専門委員】 質問に対して的確に答えていただきましてありがとうございます。6ページの知的財産権の取得と利活用の促進のところなんですけれども、これ、多分、表裏一体というか、今回、北大の鈴木章先生が鈴木カップリングでノーベル賞をいただいたんですけれども、そのときの鈴木先生の評価として、特許をとらないで公平にというか、全世界的に使えるようにしたことが産業に非常に貢献しているという項目が高く評価されているみたいなので、特許件数について数値目標を設定するという事になると、また、それも結構大変ですし、特許をとって、それを維持していくというこ

とも多分大変なことになると思うので、特許をとって水研センターのアイデンティティーといいますか、オリジナリティーを評価することはいいんですけども、とった後、公平に社会に還元するというふうな視点もどこかに入れられていくと、より一層水研センターの評価が高まるんじゃないかと思えますので、そういう点もちょっと考慮していただければと思います。

【武井研究指導課長】 実は水研センターが知的財産戦略というのを定めておりまして、その中には、何でもかんでも特許をとるんじゃなくて、公的に明らかにしてみんなに使ってもらうもの、それから、特許をとることによって、むしろ民間への普及を図るもの、そういうことをちゃんと使い分けてやっていこうということになってございます。まさに、そのような意味合いも込めて戦略的にやってほしいということを書かせていただいたつもりでございます。

【小野分科会長】 わかりました。そのほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

【小野分科会長】 それでは、よろしいですかね。

特になければ、次に水産大学校の第3期中期目標(案)について説明をお願いいたします。

【小林研究指導課長補佐】 次に、2-1でございます。水産大学校第3期中期目標のポイントでございます。

これも先ほどの水研センターと同じように背景・役割。役割は、皆さんご存じのとおり、背景のほうも同じく政独委のほうの勧告の方向性というものが出されております。専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上等々。それから、行政刷新会議のほうの基本方針では、上記のことのほかに田名の臨海実験実習場を廃止し、国庫納付することなどを検討という形が基本方針の中に書かれております。

こういうものを踏まえまして、効率化に関する事項、サービス・業務の質の向上に関する事項という形でまとめております。具体的には、次のページの中期目標の中に掲げております。これも先ほどと同じように、序文のほかに第1から第5にそれぞれ分けて書かれております。中期目標期間、第2の効率化、特に一般管理費・業務経費・人件費の効率化係数については、先ほど水研センターでご説明したように現在、調整中、財務とはこれから行うということでございます。

それから、そのほかの効率化のところと財務内容、それから、その他の業務運営に関する重要事項については、先ほどの勧告の方向性、基本方針にのっとって書かれております。

第3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項につきまして、企画調整班長の南のほうから説明いたします。

【南研究指導課長補佐】 企画調整班長の南でございます。座って説明させていただきます。

まず、序文のところでございますけれども、1ページでございます。ここで前回の中期目標から違う主な点は、2行目後ろから、漁業生産、流通、加工、資機材供給など多様な産業が有機的に水産業が支えられているという水産業の特殊性につきまして明記してございます。この特殊な水産業に指導的な立場で活躍する有為な人材を供給してきたということでございます。

それから、下から6行目あたり、委員の指摘からもございます、「社会人基礎力」というところがよくわからないというご指摘がございます、これを「組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な力」というふうに修文をさせていただいております。

それから、最後の段落では、この水産大学校が農水省所管の独法として唯一、水産の高等教育機関として存在するということを強く意識して、水産を担う人材の育成に必要な教育を実施するというふうに構成を立てております。

ページをめくっていただきまして2ページでございますが、第3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。

こちらは、まず水産に関する学理及び技術の教育のところでございますけれども、水産資源の持続的な利用なり、水産の担い手の確保といった水産の課題なり、水産の政策の方向性を踏まえて、水産に関する人材を供給するために本科、専攻科、研究科を設けまして、広く全国から意欲ある学生を確保するというので、水産に関する課題に的確に対応する広い見識、技術、社会人基礎力、創造性豊かで問題解決能力を備えた人材の育成を図るというふうにしております。

「また」以下の「専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図る等、水産を担う人材育成教育の効果的・効率的なあり方」につきましては、先ほど冒頭ご説明を申し上げましたように、行政刷新会議なり、総務省の政独委のほうからご指摘をいただいたことがここに書いてございます。

それから、(1)の本科でございます。本科につきましては、あまり大きく変更しておりませんが、練習船や実験実習場を活用して実地体験型の教育をするということでございます。「また」以下の「教育レベルを確保するため」にのところは、JABEEといたしまして、技術士の教育水準を確保する一定水準以上のレベルであることを外部から評価していただいて、そういう対応をしていきたいと考えております。

それから、(2)の専攻科でございますが、こちらも水産現場で不可欠な水産系海技士の育成を図るということで、船舶の運航でありますとか、船のエンジンの関係、そういった専門の教育をしていくと。それから、専攻科だけではなくて、4カ年の本科の段階から一貫して教育するというので、上級海技士資格を有する水産系海技士を養成していくということでございます。ここで、三級海技士等の合格とか二級海技士免許の合格率につきましては、前回の中期目標と同様の目標にさせていただいております。

最後のパラグラフでございますけれども、社会的ニーズに応じた水産系海技士の養成課程につきまして定員配分等の見直しを行うとしております。こちらは、機関士の養成に重点化を図るということで、今、航海士と機関士の定員25名ずつでございますけれども、それを若干機関士のほうに重点化を図るということを検討しているところでございます。

それから(3)の水産学研究科でございますけれども、基本的には、こちらも前回の中期目標と同じでございますが、やはり水産と水産政策の重要課題の解決に向けた研究をしていくということで、

若干修文をさせていただいております。

次に、2番の水産に関する学理及び技術の研究でございますが、前回の中期目標では、ここに全体を包含するような序文が入っておりませんでしたので、水産大学校が行う研究というものはどういうものなのかということで序文を記載しております。

要するに、水産大学校における研究というのは、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務である。それは、すなわち水産業を担う人材を育成する教育機関にとって重要な役割であるということをよく踏まえるように、というふうな書きぶりしております。

あと、2番以降で変わっているところだけご説明申し上げますと、2番の(2)でございます。行政・産業・地域振興対応研究活動ということで、この地域振興という観点を今回追加させていただいております。水産業をよくしていくためには地域の振興が必要であろうということで、それを記載させていただいております。

3番の就職対策の充実の水産業及びその関連分野の就職割合につきましては75%以上ということで、前回の中期目標と同様の目標にさせていただいております。

それから4番の(3)の研修のところでございますが、前回は漁業者、水産に従事する公務員等ということで、今回、序文にも書いてございますように、生産から消費までで水産業が支えられているということで、加工・流通業者を明示的に記載させていただいております。

それから、「また」以下の最後の「水産高校を始めとする各種高校の生徒の研修なども積極的に受け入れる」ということで、水産高校の方々を水産大学校で積極的に受け入れて、水産業を担う人材の育成の一助にしたいと考えております。

第3の事項につきましては以上でございます。

【小野分科会長】 いいですか。これでよろしいんですね。

【南研究指導課長補佐】 はい。

【小野分科会長】 ただいまの説明についてご意見、ご質問があればお願いいたします。はい、どうぞ。

【山尾専門委員】 これは質問でも出したんですが、いわゆる専攻科の位置づけなんですね。これは、水大校にとっては非常に重要な位置づけで、いわばここを本科とともにもう一つ大きなメインの役割にしていると思うんですね。そこではっきり目標を打ち出していったほうが社会の理解は受け入れやすいんじゃないかと私は思うんですね。例えば合格率というのは、多分、受験者数に対する合格率を言っておられると思うんですが、専攻科という独特のコースに対して、予算をつぎ込んで定員を確保して、それで教育をして受験してもらう、合格してもらう、そういうステップがあるわけですね。ですから、本来的に言えば、やっぱりコースの人間、何人が合格するかという観点をもう少し意識されたほうが、水大校が今後も社会的意義を認めてもらうためには必要じゃないかなと思うんですね。そこで引いちゃうと、何か社会的意義がなかなか見出せないというふうにかえってなるんじゃないかという心配をしたんですが。

【南研究指導課長補佐】 まず、海技士養成のスキームとして、三級をまずとっていかないといけない。三級につきましては、こちらに書いてございますように、ほぼすべての学生が三級をとると。そうすると、船に乗ったりして幹部のほうになれるということでございます。二級海技士免許の筆記試験につきましては、学生がさらに上を目指した場合に二級の筆記試験を合格するのを80%というふうにしております。水産大学校は、基本的に最低限守らなければならない目標とすべきことは、三級海技士を養成することと考えておまして、それにつきましては、ほぼすべての学生がとるというふうに記載しているところでございます。

【山尾専門委員】 これは、私の個人的意見なんですが、その目標をもう少し上に上げたほうがいいんじゃないんですかということをご第2期のときも申し上げたんですね。これは、社会的意義との関係もありますでしょうけれども、なるべくそれを意識していただきたいと。これは希望ですけど。

【小野分科会長】 今言われたような合格率80%、これをもっと上げるべしということですか。

【山尾専門委員】 その前の話です。合格率はいいんですが、母数のところですね。

【小坂委員】 分科会長。

【小野分科会長】 はい。

【小坂委員】 今の山尾さんのお話は、ある部分では十分理解できるんで、単純に前の「ほぼ」をとってしまえばいい。「すべての学生が三級海技士等に合格するように努める」とあるんだから、「ほぼ」と「努める」で二重にオブラートで包んでしまうんだったら、「努める」ということで十分「ほぼ」の意味も理解されるんで、目標は全員ですよと。それで話としてはおかしくはない。

【堤専門委員】 かぶった表現ですね。

【小坂委員】 はい。

【小野分科会長】 どうですか。今の提案は。

【武井研究指導課長】 多分、この中期目標を土台にして、今度は具体的な中期計画を水産大学校はつくるわけですよ。今までの中期目標で「ほぼすべて」「努める」という表現になっていて、今回、この「ほぼ」が除かれると、中期計画に「ほぼ」が除かれたことを反映しないといけないということになってしまうと、中期計画のレベルではかなり厳しい目標になる可能性があるのかなと思っております。中期目標のレベルだとまさに文章表現の話なんですけど、それを具体化する中期計画で、やはり5年前のものと目標は違っているということ踏まえて、中期計画、何か書き直さなければならなくなるということだと思う。

【小野分科会長】 「ほぼ」がとれたら。

【武井研究指導課長】 はい。じゃないのかなと。

【小坂委員】 それは、こだわらなくてもいいんじゃないでしょうか。

【堤専門委員】 「ほぼ」だけでも同じような気がしますけどね。そういうもんですかね。

【荒井専門委員】 この試験等の「等」は何が存在するんですか。

【南研究指導課長補佐】 これは、海技士ではなくて小型操縦士一級の免許とか、そういったもの

おりますので、その辺、矛盾はないと考えております。

【小野分科会長】 はい、どうぞ。

【小川委員】 序文と第3のところ、両方出てきます例の「社会人基礎力」という言葉なんですけれども、正直申し上げて、どうしてこういうことを書かねばいけないのかがよくわからない。これ、すごい一般的なことですよね。水大校が力を入れるようなことというふうにはとても思えない。どういうふうにすれば、社会人基礎力をつけたということになるのか判断基準がよくわからないし、何か全然わからないんで、どういう意味合いでこれが入っているのか、ちょっと説明していただけますか。

序文で言うと、1ページ序文の下から6行目ぐらいに（以下「社会人基礎力」）と書いてあって、その前にその言葉の説明がありますよね。同じことが2ページの第3の1の本文の4行目に出てきます。

【武井研究指導課長】 社会人基礎力という考え方は、水産に関する基本的な知識とか技術をまず身につけさせると。水産業界の現場で実際に役立つ人間はどういうものなのかということを考えると、知識とか技術を持っている人間に加えて、例えばいろんな人とのコミュニケーションの力、漁業関係者に対していろいろコミュニケーションをとったり、一緒になって仕事をしていくという力、この2つが非常に重要だと。その部分を身につけさせるということで社会人基礎力という言葉を使っているということでございます。学理、技術だけで現場にほうり出したときに使えるかということ、やはり、それにプラスアルファして必要な力を社会人基礎力というふうに言っておるということでございます。

【小野分科会長】 要するに狭い意味のスペシャリストだけじゃないという意味ですか。

【武井研究指導課長】 はい。まさに担い手として社会に役立つ人間というような意味合いを込めたつもりでございます。

【堤専門委員】 その関連でちょっといいですか。（以下「社会人基礎力」という。）ということを書いてありますが、その以下に「社会人基礎力」という言葉はどこかに出てきますか。

【武井研究指導課長】 2ページの第3に。

【堤専門委員】 3に出てくるんですね。失礼しました。どこに出てくるのかなと思って一生懸命探して。

【平井参事官】 2ページの第3の1。

【堤専門委員】 2ページの第3の1ですね。はい、どうもすみません。

【小坂委員】 座長。

【小野分科会長】 はい、どうぞ。

【小坂委員】 水産だけに偏らずにバランスのとれたという意味でお書きになられているんだろうと思いますんで、この表現はこの表現で特に変えなくてもよろしいんじゃないかと私は思います。意見です。

もっと言うならば、どの大学でも基本的には社会人基礎力がないような学生を卒業させてもらっちゃ困るんだけど、それはそれとしても、特に実業の大学という上では、この表現もやむを得ないかなという気がします。

【小野分科会長】　　ということでよろしいでしょうか。

【小川委員】　　理解はしているんですけども、それをどういうふうに具体的に教えていって、どうなったら、それが社会人基礎力がついたというふうに判断するのもよくわからない。非常にあいまいで抽象的な感じがしたもので、ちょっと質問しました。

【小野分科会長】　　これあれですか、こういうのは前からついているんですか。今回新しく。何か特につけ加える理由はあったんですか。

【南研究指導課長補佐】　　水産大学校いわく、勉強はできるんだけど、人と接したり、人の話を聞いたり、そういうのがだんだん欠落する方向にあると。そこは、ちゃんと社会に出て、すぐ役に立つ上でも最低限必要なんだろうということで、あえて明記したということでございます。

【小野分科会長】　　狭い意味のスペシャリストだけじゃかえって困るという、そういう意味合いです。

【山尾専門委員】　　具体的に中期計画の中で落としていくときに、どんなことがこれに対応するんでしょうか。すいません、細かいところで。

【小坂委員】　　分科会長、後ろで手が挙がっていますよ。

【小野分科会長】　　はい、どうぞ。

【淀江水産大学校理事】　　よろしいでしょうか。水産大学校の理事の淀江と申します。中期計画になりますと農水大臣じゃなくて大学校の理事長が書くことになるということで、ちょっと補足させていただきますと、この社会人基礎力というのは、まず学力と同時についてくるものであろうといった状態が最近はなくなってきていると。学力があっても、いわゆるチームワーク力とか、前向きに取り組む積極性とか、そういったものをむしろ並行して教育していく必要があるというのが、これ農水省ではありませんけれども、経産省のほうで2、3年前に検討会を開いて、そのときにそういった結論を出している。そのときに出てきた名称でもあります。したがって、今回初めて出てきた名称ではありません。

うちの場合、今度、事業仕分け等でまさに存在意義を問われたわけでありまして、就職してから職場で即戦力になる、ここを強調することが重要であろうという視点から目標でも立てていただいたと思いますし、私どももそれを受けて中期計画を立てていこうと思っております。

その際、この具体的な指標、これに特化した指標というのは、確かに今、想定しておりません。ただし、特に乗船実習、それから陸上実習もそうですけども、そこを充実させることでチームワーク力を高めるといったことで進めていきたいと思っております、その指標というのはあるわけじゃないんですけども、やはり出口で就職率の水準を維持するとか、あるいは水産系企業からの求人企業数が増えてくるとか、そういった形で結果は出てくるのではないかと考えております。ちょっと補足になったかどうかあれですが。

【小野分科会長】　　なかなか重要な問題でもあるようですが。では、そんなところでよろしいですか。

【小川委員】 私は、必ずしも削れというふうに申し上げているわけではない。

【小野分科会長】 そのほかにございますか。

では、ほかにご意見がなければ、業務運営の効率化に関する事項など、まだこれからの協議等で決定していく箇所もあるようですけども、2法人の中期目標(案)について、当委員会としては、これでいいと、異存はないということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

【小野分科会長】 では、そのようにいたします。

それでは、この件につきましては、異存はないということでした。ありがとうございます。

ここで武井研究指導課長より、中期目標、確認事項があるそうですからお願いします。

【武井研究指導課長】 中期目標(案)につきまして大変ご活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。中期目標(案)について、今回ご審議いただいたところなんですけど、後ほど資料5でちょっとご説明いたしますが、今後、2月21日に中期目標につきまして親委員会にかけるといことがございます。それから、財務省との間でいろいろな協議がこの後行われるということがございます。

本日、お示した中期目標(案)について、そういう協議、検討の中で字句の修正等が若干行われる可能性がございますので、その点につきましては事務局に一任していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【小野分科会長】 よろしいでしょうか。特にご異存ないと思います。そういう折衝における意見につきましては、事務局に一任ということにしたいと思います。

次の議題、不要財産の譲渡収入による国庫納付について。では、事務局から。

【小林研究指導課長補佐】 それでは、資料の3をお開きください。

独立行政法人通則法の一部改正が行われまして、その内容については以前にお話しいたしました。一度、いろんな形で廃案になりまして、去年、再度出されまして、その内容につきましては、改正事項、下のほうに書いておりますけれども、「不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付け、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等を規定」されております。

そのことをもちまして、次のページをお開きいただきたいと思います。水産大学校におきまして、19年6月に練習船の耕洋丸が代船建造いたしました。それに伴って旧船を売り払いました。その処分価額(A)でございますが、8,400万ほど、実はこの通則法の改正に伴いまして、初めて国庫に納付するという規定ができて、それまでずっと水大校のほうに現金として預かっていたものを、今回、この通則の改正に伴いまして国庫のほうに納付するという形になります。

次のページをお開きください。同じように水研センターのほうでございますが、上のほうから俊鷹丸、北光丸、2つ飛んで探海丸。俊鷹、北光につきましては代船建造、それから探海丸は、ご存じの

ように整理合理化計画に伴いまして探海丸1隻について除籍をしたものでございます。それについての売り払い。それから一番下のほうに陽光丸、今年度、代船建造が終わりまして、新しい船ができております。それに伴って旧船について売り払いをしたということでございます。

途中の土地というのは中央水産研究所と水産工学研究所にございます。上のほうは中央水産研究所の高知、それから、水産工学研究所の一部の土地につきまして道路用地にしたいという地元の希望がありまして、それについて割愛した売り払いでございます。

それから、旧さけますセンター建物附属設備ということでございますが、これについては、18年4月にさけますセンターと水研センターが統合した際に、その前にさけますセンターで売り払ったものについて引き継いでいるということでございます。これらのものについて合計で3,700万ほど国庫に今年度納付するという案件でございます。

以上でございます。

【小野分科会長】 ただいまの説明を聞きましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

【堤専門委員】 この処分が水研センターですと、一番上なんか平成13年4月ですよ。それは、ずっと水研センターの金庫に、あったということですか。

【小林研究指導課長補佐】 はい、そうでございます。通則法上の改正がずっとされずに返納できなかったということですね。今回の法律改正によって国庫に返すという形が初めてできたという形でございます。

【堤専門委員】 わかりました。

【小林研究指導課長補佐】 これからいろんな売り払いがあると、その都度、国庫に納めていくという形になるかと思えます。

【堤専門委員】 利子とか、あの辺は計上されないわけですね。そのときからさかのぼって5%の利子をつけて国庫に返納するとか、そういうのはないわけですよ。処分価格だけで。

【小林研究指導課長補佐】 処分価格だけでございます。

【小野分科会長】 そのほかにありませんね。それでは、この国庫の件については、異存はないということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

【小野分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入ります。役員の退職手当に係る業績勘案率(案)について。

【小林研究指導課長補佐】 資料の4をお開きください。役員の退職手当に係る業績勘案率でございます。

22年3月31日で水研センターの2人の役員が退職されております。理事長の中前明氏、監事の齋藤彰範氏、2人退職されております。基本的に業績の勘案率は1.0、法人業績勘案加算率0.0、個人業績勘案加算率0.0ということで、全体として1.0という整理をさせていただいております。

次のページを開いて、これは、水研センターのほうから、この手当についての審議のお願いござ

います。

その次をお開きください。元理事長の中前明氏の業績勘案率の考え方でございます。基本業績勘案率については1.0、個人業績を勘案して加算する率ということで0.0という形でございます。その理由といたしまして、在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも「A」評価であると。年度計画にも基づく効率的かつ効果的に業務を推進し、計画の実現に向けた着実な取り組みが行われたが、各事業年度における法人業績は、各年度計画で計画された範囲内であることから加算には至らなかったと判断したということでございます。

それから、個人業績を勘案して加算（減算）する率ということで、これについても0.0。

法人の運営及び研究開発等に関する総責任者として、水研センターの国際対応活発化と近隣諸国との懸案研究課題の解決を進めるため、日中韓水産研究機関で締結した研究協力に関する覚書に基づき、平成20年11月の機関長会議において、新たな研究項目を加えた覚書付属書を取り交わし、平成21年11月には中国海南島で大型クラゲ共同研究、魚類繁殖技術、病害防除技術等で活動を評価するとともに、これまでの成果を受けて大型クラゲ共同調査を実現させました。台湾との関係においても20年に役職員が初めて訪台して、双方の関心課題について意見交換し、研究交流の取り組みを開始しました。これにより22年1月には、石垣市で日台のシンポジウムを開催することを実現したところであります。

これらの業績は、その時々々の情勢に応じた的確な業務運営であったことから、個人の業績を勘案して、加算、減算するには至らなかったと判断しております。

次のページをごらんください。これは、20年度、次が21年度の本人の在職期間の評価結果でございます。先ほど言いましたように「A」評価という形の評価をしております、基本的勘案率といたしましては1.0ということにしております。

次のページに在職期間時の不祥事案件、会計検査での指摘等々でございますが、不祥事案件といたしましてはございません。

それから、会計検査院での指摘、これは、平成20年度に一般競争契約の入札に係る手続について検討すべき点が見られたということでございますが、これにつきましても理事長が責任を負うべき不祥事案とは言えないということでございます。

その次のページからは、今お話しいたしました会計検査院の指摘といたしますか、それについて具体的に書かれております。ごらんいただければと思います。

2枚ほどめくっていただきますと、同じように監事、齋藤彰範氏の業績勘案率に関する考え方を載せております。

基本業績勘案率は1.0、法人業績を勘案して加算する率0.0。これにつきましても各事業年度とも「A」評価であり、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため効率化を図りつつ、業務の改善等を行ってきたが、年度計画の範囲のものであることから加算するには至らないと判断いたしました。

それから、個人業績を勘案して加算（減算）する率についても0.0としております。

監事として水研センターの業務の適正かつ効率的な運営の確保に資するとともに、会計経理の適正を期することを目的として実績を上げておりますが、毎事業年度当初に監査の区分、対象機関等を定めた監査計画書を理事長に提出し、センターの業務が適正かつ効率的に運営されているかどうか。センターの会計に関する事務処理が法令その他諸規定に従い、適正に行われているかどうか等の監査を行っております。

さらに19年度に閣議決定された整理合理化計画の実行に当たって、監事の立場から日ごろより業務運営に対する注意喚起をするとともに、特に内部統制の推進に当たっては職員の意識改革に向けて、機会あるごとに指摘するなど職責を十分に果たしております。

これらの業績は、年度計画及び監事監査規定に基づいて適切に行われているものであり、今回の評価の対象となる期間において加算するには至らないと判断しております。

次のページ、これにつきましても本人の在職期間の18年度、19年度、20年度、21年度のそれぞれの評価についてまとめております。それぞれ「A」評価であり、基本業績勘案率は1.0と評価しております。

次に、在職期間中の不祥事案件、会計検査院の指摘等でございますが、不祥事案件は、職員の方で交通違反、勤務態度不良で2名の軽微な案件がございました。

それから、会計検査院は、18年度には短期間に同一業者と行った2つの少額随意契約については1つにできるのではないかと、平成19年、20年度には一般競争契約の入札に係る手続について検討すべき点があるということの指摘を受けておりますが、監事の在任中の不祥事案件等について、監事が特に責任を負うべき不祥事案とは考えられませんので、1.0という形の整理をしております。次のページに具体的な指摘事項について整理をさせていただいております。

最後に、横長のほうに取りまとめたものをつけております。

簡単ですが、以上のことから理事長、監事の業績勘案率については1.0ということで整理させていただきたいと思っております。

【小野分科会長】 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたら。

(「異議なし」の声あり)

【小野分科会長】 特にご意見ございませんね。

なければ、役員の退職手当に係る業績勘案率(案)については、原案のとおり、総務省政策評価独立行政法人評価委員会に通知したいと思っております。

次の議題、その他について、事務局から説明をお願いします。

【小林研究指導課長補佐】 資料5をお開きください。今後のスケジュールでございます。

先ほど課長のほうからもお話がありましたが、今日2月7日、水産分科会において水研センター、水産大学校中期目標(案)に対する意見をお伺いいたしました。また、不要財産返却に関する意見聴取も行わせていただきました。

それから、2月21日に評価委員会の親委員会が開かれまして、水研、水大の中期目標の説明等が

行われます。ここでは、全農水の独法の中期目標について説明がされるということでございます。

それから、2月下旬に中期目標の財務省との正式協議が行われます。それに基づいて中期目標の決定がされまして、水研、水大校に中期目標の指示を行います。それをもとに水研、水大校より中期計画の提出を求め、評価委員会水産分科会において中期計画に対する意見聴取、また、業務方法書に対する意見聴取を行いたいと考えております。

その意見を踏まえまして、中期計画の財務省協議が3月に行われます。3月31日までに中期計画の認可、業務方法書の承認という形で行われまして、4月1日から新しい中期目標、中期計画に基づいて業務がスタートするというスケジュールになっております。

以上でございます。

【小野分科会長】 ただいまの説明につきましてご質問ございましたら。

ございませんか。では、特にご質問がなければ、予定の議事はすべて終了いたしました。何かほかにごございますか。

特段ないようでございますので、以上をもちまして第40回独立行政法人評価委員会水産分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆様、どうもありがとうございました。

了